

## 【まちなかりビルド支援事業 Q&A】

Q1 除却後に新たに新築することが条件になっているが、新築の補助はないのか？

A1 本事業は、建物を新築するに当たりハードルとなる解体費用の補助を行うことで、建物の更新を促すことを目的としており、新築工事費そのものの補助はありません。

Q2 対象エリアの下関駅～唐戸周辺の都市機能誘導区域とはどこか？

A2 下関駅の西口側高架下から唐戸の姉妹都市広場前までの国道9号沿線となります。具体的には窓口でご確認ください。

Q3 新築予定の敷地に複数棟の建物が建築されているが、補助を受けられないか？

A3 補助対象となる条件を全て満たしている建物が1棟でもあれば、それと一緒に除却する建築物は補助対象となります。ただし、その場合の建築物も非木造の老朽建築物(昭和56年5月31日以前に新築された不良度測定基準の判定が60以上のもの)に限ります。

Q4 複数棟を除却する場合、補助申請はそれぞれの棟ごとに必要か？

A4 複数棟を一緒に除却し、同じ敷地に新たに建物を新築する場合は、同一敷地内の全ての建築物を合わせて1件の補助申請を行ってください。なお、添付書類の建物の全部事項証明等は各建物分が必要です。

Q5 補助金の交付決定前に除却工事を行った場合は補助対象になるか？

A5 交付決定前に除却工事に着手したものは補助対象外となります。この場合の着手は除却工事の契約締結日とみなします。

Q6 補助金の支払いはいつ頃になるか？

A6 事業の完了は、除却工事完了後、確認済証の交付を受けた時点となります。事業完了報告後に市から補助金の額の確定通知が送付されますので、その後請求書をご提出ください。補助金請求後、1か月以内にご指定の口座に振込いたします。

Q7 建物の除却後、いつまでに新しい建物を建てないといけないなど期限はあるか？

A7 建物の除却が完了した日から起算して5年以内に建築してください。期限内に完了しない場合は、補助金返還となります。

Q8 事前協議は必ず必要なのか？

A8 事業期間が年度を跨ぐことが想定される事業であることから、予算執行が何年度に必要になるか事前に確認が必要となります。事前協議がない場合は、予算確保ができず決定できない可能性が高いため、必ず事前協議をしてください。

(※令和8年度申請分は事前協議不要)